

第3章 計画の内容

【計画の体系】

【基本方向】

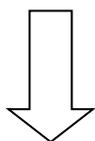
- I. 男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る
- II. 男女の枠を超えた社会参画を推進する
- III. 家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する
- IV. 健康で心豊かな環境づくりを推進する
- V. DVのない社会の実現をめざす

(鹿島市DV対策基本計画)

第3章 計画の内容

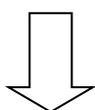
計画の体系

計画の名称	かしま 男女共同参画プラン II
	第2次鹿島市男女共同参画基本計画 及び 鹿島市DV対策基本計画



計画期間	5年間 平成27年度(2015)～31年度(2019) ※必要に応じ中途での改訂や見直しを行う
------	--

基本目標	ひとひと 女性と男性がともに住みやすく、 暮らしやすいまち鹿島をめざして
------	--



基本方向 (5本の柱)	I. 男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る
	II. 男女の枠を越えた社会参画を推進する
	III. 家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する
	IV. 健康で心豊かな環境づくりを推進する
	V. DVのない社会の実現をめざす (鹿島市DV対策基本計画)



重点目標	「基本方向(5本の柱)」を踏まえ重点的に推進する目標 (計15項目)
推進項目	「重点目標を実現」するための具体的な施策 (計56項目)
数値目標	「推進項目」の事業で目標を定めて集中して取り組む施策 (計34項目)

○計画の体系 基本方向（Ⅰ）

基本方向		重点目標	推進項目
Ⅰ	男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る	1. 家庭生活における男女平等意識の高揚	(1) 男女の相互協力による家庭生活
			(2) 男女平等観に立った家庭教育
			(3) 女性差別と性の商品化の防止
		2. 幼児・学校教育における男女平等意識の形成の推進	(1) 人権・同和教育の強化
			(2) 性別にとらわれず、性の多様化に応じた指導
			(3) 男女平等に配慮した学校運営
		3. 地域社会における固定的な男女の役割意識の改革	(1) 地域活動における男女平等
			(2) 地域の中での家の意識の改革
			(3) 生涯学習における男女平等の推進

○計画の体系 基本方向（Ⅱ）

基本方向		重点目標	推進項目
Ⅱ	男女の枠を越えた社会参画を推進する	1. 政策・方針決定過程への男女の同等な参画の推進	(1) 女性の能力開発・人材育成の推進
			(2) 鹿島市の各種審議会・委員会等への女性委員の登用推進
			(3) 市女性職員の職域拡大・能力開発の推進
		2. 社会活動への男女共同参画の推進	(1) 女性グループやリーダーの育成とネットワーク化の推進
			(2) 男女が共に協力して、地域課題、地域活動・ボランティア活動への参加促進
		3. 企業での女性登用など男女共同参画意識の啓発	(1) 企業・事業所を対象として雇用や人権、男女共同参画に関する研修会や講座の開催
(2) 意思決定など企業経営の重要な場面での女性参画の必要性の啓発			

○計画の体系 基本方向（Ⅲ）

	基本方向	重点目標	推進項目
Ⅲ	家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する	1. 職場における男女の雇用状況の平等化・適正化の推進	(1) 男女雇用機会均等法の普及啓発・相談体制の充実
			(2) 労働条件の実態把握と男女平等の労働条件確立
			(3) 雇用機会の拡大と職業能力開発の支援
			(4) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
		2. 仕事と家庭の両立支援の促進	(1) 男女の役割分担意識の解消
			(2) 地域社会における仕事と家庭生活の両立支援
			(3) 職場における仕事と家庭の両立支援
		3. 商工自営業・農林水産業での労働環境の改善	(1) 女性の就業条件・労働環境の整備
			(2) 女性の経営能力の向上と女性起業家への支援
			(3) 政策・方針決定過程への女性の参画

○計画の体系 基本方向（Ⅳ）

基本方向		重点目標	推進項目
Ⅳ	健康で心豊かな環境づくりを推進する	1. 市民の健康づくりの推進	(1) 健康診査やがん検診の受診率の向上、保健指導の強化
			(2) 妊娠・出産・育児等に関する健康支援
			(3) 地区組織活動との連携の強化
			(4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する普及・啓発
			(5) HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用防止などの対策の推進
		2. 子育てに関する社会的支援の充実と男女共同参画の推進	(1) 父親の育児への参加促進
			(2) 職場・地域における子育て環境づくり
			(3) 多様な保育サービスの提供
			(4) 放課後児童健全育成事業の充実
			(5) 子育て支援センター事業の充実
			(6) ひとり親家庭の自立支援の推進
			(7) 児童虐待への対応
		3. 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせるための支援	(1) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
			(2) 高齢者の社会参画の支援
			(3) 高齢者の生活支援
			(4) 障がいのある人が暮らしやすいまちづくり

○計画の体系 基本方向（V）

	基本方向	重点目標	推進項目
V	DVのない社会の実現をめざす (鹿島市DV対策基本計画)	1. 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供	(1) 市民への幅広い広報・啓発の推進 (家庭、地域、学校教育、幼児教育など)
			(2) 中高生など、若年層に対するDV防止の啓発の推進(デートDV予防など)
			(3) 加害者にならないための意識啓発の推進(特に男性向けのDV予防の意識啓発)
			(4) 高齢者、障がいがある人、外国人に配慮した情報提供(コミュニケーションの弱者対策)
			(5) DVが顕在化しやすい災害時におけるDV防止の啓発の推進(避難所など)
		2. DV被害者発見のための連携や相談体制の充実	(1) DV被害者の発見通報体制の整備(医療、保健、福祉、教育機関等との連携強化)
			(2) 被害者が早期に、安心して相談できる体制づくり
			(3) 複雑化、多様化する案件に適切な相談支援が行えるように、相談員の資質向上
			(4) 高齢者、障がい者、外国人に対する相談体制の充実(コミュニケーションの弱者対策)
			(5) 男性からの相談に対する体制づくり(男性の加害行為や被害への悩み相談など)
		3. DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり	(1) 保護体制の充実
			(2) 個人情報保護の徹底
			(3) DV被害者の生活再建への支援の充実
			(4) DV被害者の子どもへの支援の充実

【基本方向】

I. 男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る

依然として固定的な性別役割分担意識や地域活動の中での自治会役員・役職・行事などにおいて格差がある中で、男女がともにお互いを尊重し、対等な立場でよりよいパートナーシップを築いていくためには社会教育や生涯学習における幅広い学習活動が必要です。

また、男女平等の人格形成上重要な役割を果たしている幼児・学校教育の中であらゆる機会を通じて人権尊重の理念を根付かせ、男女平等意識を育てることが重要です。

男女共同参画社会が「多様な生き方を尊重し、全ての人が職場や地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会」であるという正しい認識を深めていくことが必要です。

【重点目標】

1. 家庭生活における男女平等意識の高揚

【現状と課題】

男女がともにお互いを尊重し、対等なパートナーとして家庭生活を営むためには、家庭生活の中で家事・育児・介護などの活動が、男女の相互協力の中で行われることが大切です。

また、固定的な性別役割分担意識が社会の中にまだ根強く残っており、男女共同参画社会の形成の妨げになっています。そこで家庭内での固定的な男女の役割意識の改革と、男女平等観に立った家庭教育を見直すことが重要であり、家庭教育の中で性別に関わりなく大人も子どもも、家庭の一員としての役割を大切にするような教育が必要です。

【推進項目】

(1) 男女の相互協力による家庭生活

- ①男女が共に家庭生活を営む上で、お互いが平等であるという認識を持ち、家事・育児・介護などに対して責任を分かち合う意識の変容を図る。
- ②この「男女共同参画プラン」の普及を図るとともに、フォーラムやシンポジウムの開催、広報媒体による市民意識の啓発に努める。

(2) 男女平等観に立った家庭教育

- ①男女共同参画の視点に立った家庭の在り方や家庭教育について考え、家族間で学び合うことのできる環境づくりをする。
- ②情報の提供や学習・活動の機会作りを図る。

(3) 女性差別と性の商品化の防止

- ①女性差別や性の商品化が女性に及ぼす影響などについて、啓発活動を図る。
- ②青少年にとってより良い社会環境づくりを目指し、インターネットの正しい使い方などICT教育の充実やPTA、市青少年育成市民会議関係者と協力しながら情報モラルの向上に努める。

2. 幼児・学校教育における男女平等意識の形成の推進

【現状と課題】

男女平等の人格形成上重要な役割を果たしている幼児・学校教育の中で、あらゆる機会を通じて人権尊重の理念を根付かせ、男女平等意識を育てることが必要と思われます。そこで教職員・保護者・教育にかかわる人々に対して、十分な男女平等教育を行う必要があります。更に、子どもたちが自立していくために、男女に関わりなく意思表示や意思決定を自分の力でできるよう育てることが重要です。また、いろいろな場面において、固定的な性別役割分担を助長しない配慮や必要以上に男女を分ける習慣・慣行の見直しが重要です。

【推進項目】

(1) 人権・同和教育の強化

- ①憲法14条「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種・信条・性別・社会的身分・門地により、政治的・経済的・社会的関係において、差別されない。」のもとに人権尊重の意識づくりに努める。
- ②保育・学校教育において、様々な人権教育をカリキュラムに取り入れることで、男女平等意識の育成・啓発を図る。
- ③人権に関わる問題として、発達段階に応じた性教育及びH I V等に関する学習や研修会を実施し、正しい理解と予防を推進する。

(2) 性別にとらわれず、性の多様化に応じた指導

- ①子ども一人ひとりが学習の主体者であるという観点に立ち、児童生徒の個性と創造性を伸ばすため、自ら学ぶ意欲を高める教育を進める。
- ②男女という性にこだわらず、個人を尊重した教育相談にあたり、望ましい職業観・勤労観に立った進路指導に努める。

(3) 男女平等に配慮した学校運営

- ①学校における男女平等教育を推進するため、教職員を対象とした研修の充実や指導教材の活用を図る。
- ②児童生徒へのセクハラ防止を徹底するとともに、教職員のセクシュアル・ハラスメント防止の研修を実施し、カウンセラー等の相談体制を整備する。
- ③教職員の男女構成の不均衡を是正し、公務の適正な分担を図る。

3. 地域社会における固定的な男女の役割意識の改革

【現状と課題】

地域社会においては、男女の格差が明確に現れている現状があります。依然として地域活動の中では区役・役職・行事などにおいて男女差があり、また、企業等では賃金・仕事内容にも差別の割合が高くなっています。地域において男女がよりよいパートナーシップを築いていくためには、社会教育や生涯学習における幅広い学習活動が必要です。各種広報を通じて積極的な啓発

を行うことや地域社会の中で学習に取り組めるような環境・機会を提供し、家庭・学校・地域社会が一体となっていくような学習や教育活動を提供し、固定的な男女の役割意識の改革を進めていく必要があります。

【推進項目】

(1) 地域活動における男女平等

- ① 人々の中に長い時間をかけて形成されてきた慣習・慣行の中で、出不足金や役員の選任などの男女格差を早急に解決するために、男女平等に立った学習の機会を設ける。
- ② 区長会など自治会組織において男女平等の研修会を開催し、地域・公民館活動への波及を図る。

(2) 地域の中での家（家父長意識、家督相続意識等）の意識の改革

- ① 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を改革するため、啓発誌の発行による広報活動、各種セミナーの開催など、あらゆる機会を利用しての啓発活動などを継続して行う。

(3) 生涯学習における男女平等の推進

- ① 今日の多様化・高度化したニーズに対応するため、関連図書や資料、DVDやビデオなどの収集・展示・貸出を行い、広く情報の提供を行う。
- ② 子どもからお年寄りに至るまで、市民一人ひとりに向けた男女平等を推進する。
- ③ 人権学習会・地区別懇談会・男女共同参画フォーラムやシンポジウムを開催し、身近なところで、いつでも、楽しく男女共同参画について学べるよう、家庭・学校・企業・地域社会が一体となって、生涯学習の充実を図るよう努力する。

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】

※計画期間は平成27～31年度

施策名		目標・指標等
1-(1)	男女共同参画を学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権・同和教育の充実と教育の場の提供 ・ 各種団体等への情報提供、講演会参加の呼びかけ（毎年） ・ 市報やホームページでの法令や講演会や催し物の情報提供（随時） ・ 講演会、学習会の開催（毎年）
1-(2)		
1-(3)		
3-(1)		
3-(2)		
3-(3)		
2-(1)	保育・教育関係者の意識を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の研修 ・ 保育所・幼稚園・認定こども園における教育者の研修 ・ 進路指導の充実
2-(2)		
2-(3)		

【基本方向】

Ⅱ. 男女の枠を超えた社会参画を推進する

我が国では、人口減少・少子高齢化が急速に進んでおり、特に鹿島市のような地方においては、行政サービスや地域社会の継続的な維持にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。このような状況を背景に、男女の枠を超えた社会参画が、行政、地域、民間企業を問わず求められており、特に社会のあらゆる分野での女性の参画と能力活用が、これからの地域社会や地域経済を支えるために不可欠となっています。

また、国においては「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」の制定も進められており、官民を問わず事業主としての役割が重要になっています。

【重点目標】

1. 政策・方針決定過程への男女の同等な参画の推進

【現状と課題】

鹿島市が設置する審議会・委員会などで女性委員が占める割合は、平成26年4月現在15.2%となっています。また、平成27年4月現在、市職員で女性は、全職員の36.0%を占めていますが、女性役職員の割合は、部課長級7.1%、課長補佐級20.7%、係長級28.3%、全役職員に占める女性役職職員は、21.4%となっています。女性職員の割合が増加する中で、公務に対する男女の機会均等の環境整備や、責任と意欲、意識改革が求められています。

【推進項目】

(1) 女性の能力開発・人材育成の推進

①男女による研修機会や自己啓発に格差が生じないように機会均等の徹底

(2) 鹿島市の各種審議会・委員会等への女性委員の登用推進

①女性委員不在の審議会・委員会などの解消

②可能な限りひとりの女性が複数の審議会・委員会の委員を兼務することの解消

③委員構成の見直し、人材の発掘・確保を推進

(3) 市女性職員の職域拡大・能力開発の推進

①公務における男女共同参画における職員の意識改革

②職員個々の能力、適正に応じた計画的な人材育成と適材適所の人事配置

③地方公務員法に定める、平等主義、成績主義に基づく役職職員の登用

2. 社会活動への男女共同参画の推進

【現状と課題】

趣味やサークル活動をはじめ、様々な地域活動、ボランティア活動、伝承芸能、各種イベントなどで女性の役割はますます重要になっています。これらの地域コミュニティを担う女性グループやリーダーの育成と連携（ネットワーク化）が不可欠となっており、男女が共に社会活動への参画意識を持つことが重要となっています。

<p>【推進項目】</p> <p>(1) 女性グループやリーダーの育成とネットワーク化の推進</p> <p>①女性グループや個人が活動できる施設や設備の整備（地区公民館、市民交流プラザ、産業活性化施設など）</p> <p>②情報提供や交流の場づくりなどを支援し、活動の輪を広げる</p> <p>(2) 男女が共に協力して、地域課題、地域活動・ボランティア活動への参加促進</p> <p>①防災問題、ごみ環境問題など深刻化する地域課題への対応</p> <p>②地域行事、伝承芸能のなど地域コミュニティの維持</p> <p>③地域での子供や高齢者の見守りなど</p>
--

3. 企業での女性登用など男女共同参画意識の啓発

<p>【現状と課題】</p> <p>鹿島市でも人口減少、少子高齢化の進行などで若者の就労人口が減少しており、地域経済を支える民間の企業経営でも、女性の人材育成、能力活用は重要な課題となっています。</p>
<p>【推進項目】</p> <p>(1) 企業・事業所を対象として雇用や人権、男女共同参画に関する研修会や講座の開催</p> <p>(2) 意思決定など企業経営の重要な場面での女性参画の必要性の啓発</p> <p>①働くことや仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという企業の自主的な取り組み（ポジティブ・アクション／積極的改善措置）の実践の働きかけを行う</p>

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】

※計画期間は平成27～31年度

施策名		目標・指標等
1-(2)	鹿島市の審議会・委員会・協議会等での女性委員の割合の拡大	平成31年までに30%以上を実現
1-(2)	女性委員不在の審議会・委員会・協議会などの解消	平成31年度までに解消する
1-(3)	鹿島市職員の役職職員（部長、課長、課長補佐、係長、主査）における女性職員の割合を、全職員に占める女性職員の割合に近づける	女性役職職員の割合の目標を30%とする（平成31年度までに） 状況を公表する（毎年）
1-(3)	研修機会や職責について男女の機会均等を徹底し、職員間の格差をなくす（女性職員のキャリアアップを支援）	女性職員の計画的な研修、業務企画やプロジェクトへの参加などキャリアアップの支援を行う（随時）
3-(1) 3-(2)	企業・事業所を対象に、雇用、人権、男女共同参画に関する研修会や講座の開催	平成27年度から、少なくとも2事業所で開催する（毎年）
1, 2, 3	「みんなの集い」など、全市的に男女共同参画に関する啓発の事業を実施する	事業内容を見直しながら実施する（毎年）

【基本方向】 -

Ⅲ. 家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する

鹿島市においては、今回の市民意識調査の結果にもあるように、男性の家事・育児への参画は十分とは言えず、半数以上が家庭での家事・育児は女性の役割だと認識されています。

また、職場においても、管理職などの役職や賃金において男女の格差があり、「女性は補助的な仕事が多い」という現状もあります。

家庭、地域、職場で、男女の固定的な性別役割分担の意識から脱却して、男女が、個人の人格と能力で、共に責任を担い、正当に評価され、正当な報酬を得るという、男女共同参画の意識を根付かせるための取り組みが必要となっています。

このことが、特に女性の能力開発と社会進出を促し、地域経済や社会の活性化に資すると考えられます。

【重点目標】

1. 職場における男女の雇用状況の平等化・適正化の推進

【現状と課題】

男女が性別にかかわらず各々の能力と個性を生かすためにも、企業経営者や事業主並びに従業員への男女平等関連法の周知徹底が必要です。そこで、職場において男女共同参画社会の形成に向けて理解を促すとともに、意識啓発を行うことが引き続き肝要です。これまでの調査によれば「管理職は男性が多い」「男女の賃金差がある」という結果があり、職場においても依然「女性は補助的な仕事が多い」との回答も多く職種による差も感じられます。

しかしながら、男性の育児休暇の必要性や女性の結婚・出産退職の慣行などについては、改善されつつあります。

【推進項目】

(1) 男女雇用機会均等法の普及啓発・相談体制の充実

①雇用主や労働者の意識改革を促進するための関連法の資料提供や普及啓発を図る。

(2) 労働条件の実態把握と男女平等の労働条件確立

①男女が等しい労働条件で働けるように、ハローワークと連携した取り組みをする。

②各事業所におけるワークライフバランスの推進を図る。

(3) 雇用機会の拡大と職業能力開発の支援

①女性の参画を促進するために、労働の意義やライフプラン等各種セミナーを開催する。

(4) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

①セクシュアル・ハラスメントを考え、防止についての意識啓発を図るセミナーを開催する。

2. 仕事と家庭の両立支援の促進

【現状と課題】

これまでも、男女が共同生活を営む上で、制度や慣習にとらわれず、個人の尊重の上に家族が成り立つ社会を目指してきました。しかしながら今回の意識調査でも、狭義での『家事』については7割以上が主として女性が担っているという現状がみられます。また、『育児』についても、約半数が女性の役割だと意識されています。

これらは、労働の場における環境づくりとも密接な関係があり、女性が仕事と家庭を両立していくためには、このような役割分担意識の解消を図り、家庭的責任を男女がともに担うという意識の啓発、育児・介護等に対する社会的支援体制の充実、長時間労働の解消などを積極的に進めていくことが重要です。

【推進項目】

(1) 男女の役割分担意識の解消

- ①仕事と家庭の両立を支援するために、働く女性の妊娠・出産などに関わる環境整備や、男性労働者への育児・介護休暇などの取得の奨励に努める。
- ②企業や労働者に対し、男女共同参画セミナーを積極的に開催し、家事・育児・介護の責任を男女がともに担い、男女共生意識の啓発を図る。

(2) 地域社会における仕事と家庭生活の両立支援

- ①生活に密着した料理教室・育児教室などの体験型学習講座を開設する。
- ②子育てについて市民のニーズにあった各種保育サービスの整備充実を図る。

(3) 職場における仕事と家庭の両立支援

- ①職場での男女を対象にした育児・介護休業制度の普及・定着を進めるための啓発を行う。
- ②企業に対して、時間外労働や休日など労働時間の改善を指導・啓発する。

3. 商工自営業・農林水産業での労働環境の改善

【現状と課題】

経済構造が大きく変化していく中で、未だに農林水産業及び自営業における労働・経営は、固定的な性別役割分担意識や慣習のために、家族従事者として果たしている役割の重要性が、正當に評価されていない面があります。

また、不規則な労働時間により、仕事と家事の区別がしにくく、その評価と報酬を十分に得ているとは言い難い状況です。自営業・農林水産業で働く家族は、その役割を正しく認識し、評価するとともに、家族経営協定を結び、男女ともに働きやすい環境を整備することが重要です。

【推進項目】

(1) 女性の就業条件・労働環境の整備

- ①無償労働を解消するために、家族経営協定の推進・啓発に努める。
- ②魅力ある就業環境の整備を図り、後継者育成や女性と男性のパートナーシップの確立を目指す。

(2) 女性の経営能力の向上と女性起業家への支援

- ①女性農業者に、地域社会や農業経営への参画を促進するとともに、農村女性リーダーをはじめとする経営感覚に優れた女性経営者を育成する。
- ②新規に事業を開始しようとする者へ、県の起業家等支援貸付（独立開業資金）を行い独立開業を支援する。
- ③経営の安定化・円滑化・活性化を支援するため、県制度金融の各種貸付制度についての広報に努める。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画

- ①商工自営業や農林漁業に従事する女性の政策・方針決定過程への参画が進みやすい環境の醸成を図る。
- ②農業委員において女性就業者や青年農業者の立候補を促す環境づくりをすすめる。
- ③商工団体・各種農林漁業団体などへの女性登用促進の働きかけ。

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】

※計画期間は平成27～31年度

	施策名	目標・指標等
1-(4)	セクシュアル・ハラスメントの防止対策	セクシュアル・ハラスメントの防止に関する人権学習会等の開催
2-(1)	男女共同参画セミナーの開催 人権学習会の充実	男女共同参画セミナー開催の定例化及び人権学習会の充実と参加者増を図る
2-(2)	料理教室・育児教室の開催・開設	男の料理教室の充実、及び育児教室への男性の参加を推進
2-(3)	企業・事業所へ労働時間改善のための指導・啓発	企業・事業所への男女参画に関する研修会や講座開催の定例化を進める
3-(1)	家族経営協定の啓発・推進	平成16年30件から平成25年54件に推移している。5年後に15件の締結増を図る
3-(2)	女性経営者・起業家への支援策の推進	支援策の広報活動を充実し、経営の安定化・円滑化・活性化を支援

【基本方向】

IV. 健康で心豊かな環境づくりを推進する

少子高齢化の進行や核家族の増加等に伴いライフスタイルが多様化してきています。そのため男女がお互いを理解しながらの健康づくりや、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の観点から仕事と家庭における子育てを両立できる支援や環境の整備が求められています。

また高齢者・障がいのある人が地域との関わりの中で安心して暮らしていくための社会的・経済的・精神的な自立支援や介護の問題も男女共同の意識を持って取り組むことが重要となっています。

【重点目標】

1. 市民の健康づくりの推進

【現状と課題】

男女が、お互いの体の違いを理解しながら、相手に対する思いやりを持ち、尊重することが大切です。特に、女性には、妊娠出産の可能性があり、安全安心に出産や子育てができるよう、男女ともに認識を深めるとともに、支援体制を整備する必要があります。また、男女とも生活習慣病が大きな健康問題となっており、今後は、住民の健康づくりを推進するなかで、ライフステージや性別で異なる課題に対応した支援を推進していく必要があります。

【推進項目】

（1）健康診査やがん検診の受診率の向上、保健指導の強化

- ① ライフステージに応じた健康診査やがん検診、保健指導の実施、特に、女性に特有な子宮・乳がん検診や男性に特有な前立腺がん検診の推進

（2）妊娠・出産・育児等に関する健康支援

- ① 健康診査や相談などの母子保健対策の充実
- ② 不妊治療費の助成や相談体制の整備
- ③ 休日や夜間の小児の診療の確保

（3）地区組織活動との連携の強化

- ① 食生活改善推進員や母子保健推進員との連携による地域や家庭での健康づくりの普及・啓発・実践

（4）リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する普及・啓発

- ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を浸透させるために、男女とも妊娠・出産への理解を深め、互いの意思を尊重し、生涯にわたる健康の維持・増進を図ることができるよう啓発に努める

（5）HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用防止などの対策の推進

2. 子育てに関する社会的支援の充実と男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画の実現のためには、男女がともに「仕事と生活の調和」の観点から仕事と家庭における子育てを両立できる支援や環境の整備が求められています。一方で、家事・育児は女性の仕事と考えている男性が少なくなく、そのことへの男性の参画が求められています。社会構造・家庭環境が大きく変わっていく中で、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、市民、地域、職場、行政等が協力して、環境を整備することが重要です。

【推進項目】

(1) 父親の育児への参加促進

- ①父親の育児への参加に推進
- ②マタニティスクールへの夫婦の参加促進
- ③子育て中のパパママ同士の交流促進

(2) 職場・地域における子育て環境づくり

- ①仕事と生活の調和が実現し誰もが多様な働き方が選択できる社会に向けての取り組み
- ②育児休業制度や短時間勤務制度の利活用に関する広報・啓発活動の推進
- ③地域住民による子どもたちや子育て中の家庭への支援や交流

(3) 多様な保育サービスの提供

- ①休日保育・延長保育・一時預かり・障がい児保育など保護者のニーズに対応した保育内容の充実
- ②病児・病後児保育についての適切な対応
- ③一時的に子どもを預かる託児サービスの取り組みを促進
- ④育児への不安解消のため、関係機関と連携した相談業務の充実や情報提供

(4) 放課後児童健全育成事業の充実

- ①放課後児童クラブのための教室又は施設の確保と、受け入れ拡大のための施設整備や支援員の確保
- ②放課後や週末に子どもたちの安全・安心な居場所を提供し、児童の健全育成を図る放課後子ども教室の促進

(5) 子育て支援センター事業の充実

- ①子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助
- ②常設ひろばの開設による子育て支援
- ③親子遊びや子育て情報など種々の内容を盛り込んだサークルの開催
- ④少子化や就労形態の多様化に対応し、気軽に子育ての相談ができる体制づくり
- ⑤自主的な子育てサークルの育成と活動の支援
- ⑥幼児期の心身の健やかな発達を促進するため、関係機関との連携による子育て支援

(6) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ①児童扶養手当や医療費助成、資金貸付等の経済的支援
- ②母子・父子自立支援員等による生活支援、就業支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努める
- ③母子家庭に加え父子家庭に対する家事援助、育児支援等の生活支援の拡充

(7) 児童虐待への対応

- ①地域の関係機関との連携及び情報収集・共有による虐待の予防
- ②養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応を行う
- ③児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、早急に支援を求める等、関係機関との連携強化に取り組む

3. 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせるための支援

【現状と課題】

急激な人口の高齢化は、社会全体に大きな影響を与えています。鹿島市の実態を見てみると、平成26年9月末日現在の65歳以上の人口は8,613人で、高齢化率は27.9%となっており、約3.5人に1人が高齢者です。また、鹿島市の人口は年々減少傾向にあるにもかかわらず、障がいの重度化・重複化や障がいのある人の高齢化（65歳以上が74%）が進んでいます。そこで高齢者・障がいのある人が地域との関わりの中で安心して暮らしていくためには、社会的・経済的・精神的な自立支援や地域ケア体制の推進とあわせて、ノーマライゼーションの意識啓発が必要です。

【推進項目】

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- ①セミナー・料理教室などの開催（性別役割分担解消推進）
- ②生活相談・健康相談の実施や教養娯楽及び交流の場の充実（鹿島市民交流プラザ）
- ③高齢者教室や出前講座などの開催を通して、孤立化の防止
- ④一人暮らしの高齢者に対して地域見守り体制の構築

(2) 高齢者の社会参画の支援

- ①生涯学習の場の提供やボランティア活動などによる社会参画促進
- ②老人クラブやゆめさが大学などで得た知識やネットワークを利用した社会貢献や生きがいにつなげる取り組み
- ③高齢者の知識や経験を生かし、臨時的・短期的な就業機会の確保・提供を目的としたシルバー人材センターへの助成や支援

(3) 高齢者の生活支援

- ①介護保険の対象とならない高齢者に対し訪問指導などによる健康的生活の支援や効果的な介護予防の推進

- ②要介護高齢者が住み慣れた地域の中で生活を維持できるよう家族介護者まで含めた支援や地域住民の理解の醸成
- ③住宅改修・紙おむつなどの費用の一部助成、配食・外出支援・軽度生活援助・グループリビングの支援、生きがいデイサービスの推進や緊急通報体制の整備

(4) 障がいのある人が暮らしやすいまちづくり

①啓発・広報活動の充実

障がいについての正しい知識を広め、福祉教育やさまざまな機会を通じ、広報・啓発活動の充実に努める。ユニバーサル・デザインの視点から、誰もが利用しやすく参加しやすい環境づくりを促進する。

②保健・医療の充実

障がいなどの予防と早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションにより、健やかな暮らしを支える。

③療育・教育体制の充実

障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備や障がいのある児童生徒やその家族等に対する相談・支援体制の充実に努める。

④雇用・就労の促進

関係機関との連携を図りながら、一般就労はもとより、福祉的就労も含め、一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実に努める。

⑤生活支援サービスの充実

障がいのある人とその家族に対する相談支援の充実に努めるため、相談支援体制の確立とケアマネジメント体制の充実に努める。障がいのある人の自立と社会活動を促進するため、計画的な障害福祉サービスの提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上に努める。

⑥生活環境の整備・充実

社会福祉施設、公共施設の整備・改善に努める。障がいの特性に配慮した住環境整備、生活圏拡大のための移動手段の確保により、社会活動を促進する。さらに、安心して生活を送ることができるよう、防犯・防災体制の充実に努める。

⑦スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進

障がいのある人の文化、スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実に努める。聴覚や視覚などに障がいのある人に対するコミュニケーション手段を確保し、社会活動・自立を促進する。

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】

※計画期間は平成27～31年度

施策名		目標・指標等
1-(2)	妊娠・出産・育児等に関する健康支援	若年妊産婦など養育支援の必要な家庭への訪問強化（随時）
2-(1) 2-(5)	新米パパ、新米ママを対象とした子育て講座の開催	子育てサークルや赤ちゃん相談等の機会を利用して子育てワンポイント講座を行う（毎年）
2-(7)	児童虐待防止啓発活動の充実	市民を対象とした研修会や地区別懇談会などで啓発を行う。また、教職員、保育士等を対象に研修計画を立て、研修を実施する（毎年）
3-(2)	高齢者の社会参画の支援	介護予防や生きがいづくりを目的とした自主サークルの立ち上げ
3-(3)	高齢者の生活支援	認知症サポーター養成講座受講者数 3,000人（平成31年度までに）
3-(4)	雇用・就労の促進	関係機関との連携により、H29年度の年間一般就労者数の目標を5人とする

【基本方向】

V. DVのない社会の実現をめざす（DVを予防し被害者支援の施策充実）

【鹿島市DV対策基本計画：概要】

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪行為を含む重大な人権侵害で、見逃すことはできません。DVの被害者は多くが女性であり、被害者の個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。鹿島市においても、DVの予防・防止のための啓発、DV被害者への支援など、あらゆる暴力を許さないまちづくりを推進します。

【重点目標】

1. 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供

【現状と課題】

平成26年9～10月に市が実施した、DVに関する「市民アンケート」によると、年に数回（3.1%）、週に1回以上（0.5%）という頻度で、女性が配偶者等から命の危険を感じるぐらいの暴力を受けた経験があると回答しており、激しい暴力が日常的になっているような憂慮される事態があります。早期発見や支援につなげるためにも、具体的にどのようなことがDVに該当するのか等、なお一層の意識啓発と情報提供を行っていく必要があります。

【推進項目】

（1）市民への幅広い広報・啓発の推進

- ①「女性に対する暴力をなくす運動」強化週間において広報・啓発活動を推進する。
- ②家庭や地域社会、学校教育、幼児教育の場で、命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行う。

（2）中高生など、若年層に対するDV防止の啓発の推進

- ①中・高校生及び大学生等の若年層を対象として、デートDV予防教育を行う。

（3）加害者にならないための意識啓発の推進

- ①加害者になるのは男性が多いことから、男性向けのDV予防の意識啓発に努める。

（4）高齢者、障がいがある人、外国人に配慮した情報提供

- ①外国語版、点字版などによる情報提供・広報・啓発活動に努める。

（5）DVが顕在化しやすい災害時におけるDV防止の啓発の推進

- ①避難所等でもDVを予防するための取組みを行う。

2. DV被害者発見のための連携や相談体制の充実

【現状と課題】

被害者の早期発見のためには、市民に対しDVに関する啓発と相談窓口の周知を行うとともに、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関や、保健、福祉、教育機関との協力・連携体制が必要です。DV防止法第6条で、DV被害者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなけ

ればならないとされています。平成26年9～10月に実施した「市民アンケート」によると、被害者が早期に相談できる身近な相談窓口の確保を求める声が、約8割と高い数値がでています。

【推進項目】

(1) DV被害者の発見通報体制の整備

- ①相談に対する体制の整備や通報がしやすい体制の整備を図る。
- ②医療、保健、福祉、教育機関等との連携強化
- ③被害者保護の正しい理解や通報の義務についての啓発

(2) 被害者が早期に、安心して相談できる体制づくり

- ①DV相談窓口を設置し、相談員等による電話相談や面接相談を実施。
- ②チラシ等による広報、ホームページ等の掲載等により周知相談窓口の周知を図る。

(3) 複雑化、多様化する案件に適切な相談支援が行えるように、相談員の資質向上

- ①支援に携わる職員の専門知識の習得や研修の充実に努める。
- ②適切な相談支援が実施できるよう相談員の技術向上に努める。
- ③DVの二次被害防止のため、情報を共有するとともに、関係職員の資質の向上に努める。

(4) 高齢者、障がいがある人、外国人に対する相談体制の充実

- ①事前の相談体制の整備や、関係機関との連携等により、安心して相談できる体制づくりに努める。

(5) 男性からの相談に対する体制づくり（男性の加害行為や被害への悩み相談など）

- ①DV被害男性からの相談を受ける相談体制の整備
- ②加害行為に悩む男性からの相談を受ける受入体制の整備

3. DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり

【現状と課題】

被害者とその子ども等の安全確保は第一の優先課題であり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を的確に果たす必要があります。被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のまま家を飛び出し、助けを求めてくることもあり、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。そこで、配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追跡への対応等について、情報の共有と情報管理の徹底に努める必要があります。

【推進項目】

(1) 保護体制の充実

- ①避難場所の提供や必要に応じた同行支援の実施。
- ②警察との連携による安全確保

(2) 個人情報保護の徹底

- ①被害者情報の保護・管理の徹底

(3) DV被害者の生活再建への支援の充実

- ①被害者自身が適切に問題を解決できるよう切れ目なく支援を行う。
- ②無料法律相談などを利用し、被害者が抱える問題の解決に導き、自立に向けた支援を行う。
- ③各種制度を活用することができるよう適切な情報提供や手続き支援を行う。

(4) DV被害者の子どもへの支援の充実

- ①心のケアや発達について、被害者と一緒に考え寄り添う。
- ②被害者の子どもの安全確保について、加害者への対応方法を明確にし、学校や保育所等との連携をさらに強化する。
- ③被害者の子どもの就学について、情報の取り扱いに配慮する。

【目標を定めて5年間で集中して取り組む政策】

※計画期間は平成27～31年度

施 策 名		目 標 ・ 指 標 等
1-(1)	広報・情報提供の充実	市報やホームページを活用し、相談窓口の周知など広報と情報提供を行う（毎年）
1-(2) ~(5)	加害者・被害者にならないための啓発活動の充実	市民や企業対象の人権学習会、地区別懇談会などの機会に啓発を行う（毎年）
1-(1)	DVに関する市職員研修の実施（パワハラ、セクハラ防止研修などと連携）	関係各課で連携し計画的な職員研修を実施する（毎年研修計画を策定して実施）
2-(1)	教職員、保育士等を対象に、被害者保護に関する研修の開催	研修計画を立て実施する（毎年）
2-(2)	誰もが安心して相談できる体制の充実	福祉事務所、人権・同和対策課などの連携を図り相談体制の見直し（平成27年度に実施）
2-(2)	相談窓口の周知を図る	公共施設・民間施設への啓発カードの設置推進（平成27年度に実施）
3-(1)	DV被害者の保護体制の充実	避難場所の提供や必要に応じた同行支援の実施
3-(3) ~(4)	DV被害者の生活再建への支援の充実 DV被害者の子どもへの支援の充実	就労支援員による就労支援の実施 関係機関との連携により、心のケアについて支援を図る